
プロジェクト **排出量取引制度に係る会計上の取扱い**

項目 **企業会計基準諮問会議から受けた提言の内容及び本プロジェクトの範囲**

本資料の目的

1. 第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）において、企業会計基準諮問会議から当委員会に対して、「排出量取引制度に係る会計上の取扱い」について、当委員会の新規テーマとして提言された。
2. 上記の提言を受けて、第 553 回企業会計基準委員会（2025 年 8 月 12 日開催）において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会で検討を行うことが了承された。
3. 本資料は、2025 年 6 月に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）（以下「GX 推進法」という。）の改正に基づき、2026 年 4 月 1 日より施行予定の排出量取引制度（以下「GX 推進法に基づく排出量取引制度」という。）に係る会計上の取扱いに関して、以下についてご説明することを目的としている。
 - (1) 企業会計基準諮問会議から受けた提言と対応
 - (2) GX 推進法に基づく排出量取引制度の概要
 - (3) 本プロジェクトの範囲

企業会計基準諮問会議から受けた提言と対応

（新規テーマの内容）

4. 第 553 回企業会計基準委員会において、排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて、当委員会の新規テーマとして取り上げることとした。新規テーマの内容は、次のとおりである。

(1) 法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者に係る次の会計上の取扱いの明確化

- ① 排出枠の取得に係る会計処理（資産の認識及び測定）

② 排出枠償却時点で、排出実績と等量の排出枠を保有する義務に係る会計処理（負債の認識及び測定や引当金の計上）

③ 開示要求事項

(2) 実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 15 号」という。）と今回のテーマにおける検討との関係の整理

（検討の進め方）

5. 第 553 回企業会計基準委員会において、本テーマの進め方については、企業会計基準諮問会議における、「詳細を定める政省令等が未確定であり、適時に基準開発を行う点について難しさがあると考えられる。しかし、基準開発の必要性が明らかである点及び政省令等の確定後における時間的な制約を考慮し、検討の開始時期及び検討を行う順序について貴委員会に委ねた上で、新規テーマとして提言する」という提言を考慮し、次のとおりとすることが提案され、特段異論は聞かれなかった。

(1) 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会での検討は、2025 年 7 月から開始されているが、今後、順次検討が行われていく状況であるため、仮に現時点で新規テーマとして取り上げることを決定したとしても、直ちに会計処理の検討を開始することができる状況ではないと考えられる。

(2) 一方、類似の制度に関する実務対応報告として、実務対応報告第 15 号が定められており、テーマ提言においても実務対応報告第 15 号で定めている排出量取引の会計処理と今回の検討との関係の整理も要望されている。

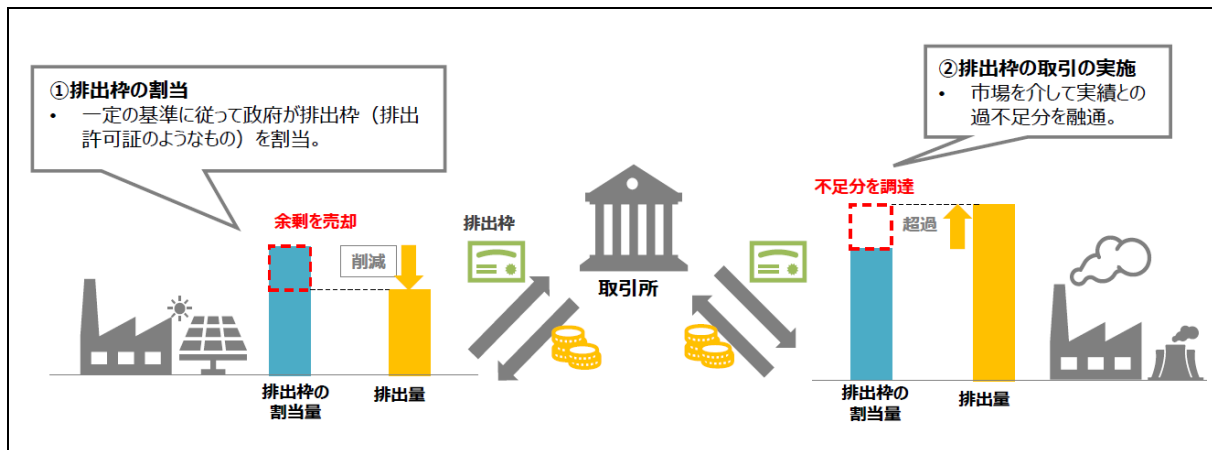
(3) これらを踏まえ、まず、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 52 号）に規定される制度の概要の理解及び実務対応報告第 15 号との関係性の整理から検討を開始することとし、具体的な会計処理及び開示に関する検討については、排出量取引制度小委員会の審議において詳細が明らかとなった後に検討を開始する。

GX 推進法に基づく排出量取引制度の概要

(GX 推進法で定められている内容)

6. GX 推進法に基づく排出量取引制度の概要は次のとおりである（詳細は審議事項(4)-2 参考資料 1 参照）。

【図 1】 排出量取引制度のイメージ（審議事項(4)-2 参考資料 1）



(1) 国による指針の策定

経済産業大臣は、排出枠の割当てに関する実施指針を策定し、当該指針において、事業者が脱炭素投資の実施等により達成すべき排出削減目標の基準等を定める（GX 推進法第 32 条第 1 項）。

(2) 排出目標量の提出・排出枠の割当て

- ① 制度対象事業者は、二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上である場合¹、実施指針²に基づき、業種特性等を考慮して算定される排出目標量等の事項を経済産業大臣に届け出なければならない（GX 推進法第 33 条第 1 項）。

¹二酸化炭素の直接排出量が前年度までの 3 か年度平均で 10 万トン以上の事業者が対象となること GX 推進法及び政令により定められた（審議事項(4)-2 参考資料 2 の 2 ページ）。

² GX 推進法では定められていないが、業種別ベンチマークによる割当（基準活動量×各年度の目指すべき排出原単位）、グランドファザリングによる割当（基準排出量×（1-目指すべき削減率×基準からの経過年数））の方法等について実施指針で定められることが想定されている（審議事項(4)-2 参考資料 2 の 4 ページ）。

- 制度対象事業者が密接関係者³と一体的に GX 投資を行う場合、一体的に排出枠に関する手続を行うことができる（以下「密接関係者との共同届出制度」という。）（GX 推進法第 33 条第 4 項）。

- ② 経済産業大臣は、制度対象事業者からの届出の内容に基づき、当該事業者に排出枠を無償で割り当てる（GX 推進法第 34 条 1 項）。

(3) 排出枠取引の実施

- ① 制度対象事業者は、自らの排出実績量を算定し、第三者機関の確認を受けた上で報告しなければならない（GX 推進法第 35 条第 1 項、第 2 項）。
- ② 制度対象事業者は、割り当てられた排出枠の量に過不足が生じた場合には、排出枠の取引を実施する（GX 推進法第 38 条第 1 項）。
- ③ 排出枠の取引を行うための市場については、脱炭素成長型経済構造移行推進機構が開設及び運営を行う（GX 推進法第 111 条第 1 項第 6 号）。
- ④ 経済産業大臣は、排出枠の取引価格について上下限を定める（GX 推進法第 39 条第 1 項・第 116 条第 1 項）。

(4) 排出枠の償却⁴

- ① 制度対象事業者は、報告した排出実績量に相当する量の排出枠を保有していなければならない（GX 推進法第 36 条第 3 項）。
- ② 経済産業大臣は、制度対象事業者の排出枠保有口座から、排出実績量と等量の排出枠を償却する（GX 推進法第 37 条第 1 項）。

(5) 未償却相当負担金の納付

排出実績量に相当する量の排出枠に対して未償却となっている排出枠の量がある場合、未償却相当負担金を納付する。当該未償却相当負担金は、未償却量×排出枠の上限価格×調達コスト相当の算定率(1.1 倍)として計算される(GX 推進法第 41 条)。

³ GX 推進法では定められていないが、制度対象事業者である子会社及び関連会社等が想定されている（審議事項(4)-2 参考資料 2 の 3 ページ）。

⁴ 償却とは、経済産業大臣が、制度対象事業者がその法人等保有口座において保有する排出枠の量の範囲内で、排出枠についての減少を記録することにより、排出枠を消滅させることをいう（GX 推進法第 37 条第 1 項）。

7. 前項の排出枠の算定、報告、償却等に係る手続と各年度との関係は、次のとおりである（詳細は審議事項(4)-2 参考資料1 参照）。

(1) 割当年度

- ① 制度対象事業者は排出目標量（割当年度の4月1日から翌年3月31日分）を算定し、割当申請を行う。
- ② 国は上記①の割当申請に基づき、排出枠を制度対象事業者に無償で割り当てる。

(2) 割当年度の翌年度

- ① 制度対象事業者は、保有義務量（割当年度の4月1日から翌年3月31日の排出実績量に相当）を確定し、国に報告する。
- ② 排出枠の過不足分がある場合、償却日（割当年度の翌年度の1月31日）までに排出枠の調達⁵又は売却を行うことができる（保有義務量の確定前であっても、排出枠の過不足見込みにより取引を行うことは可能）。
- ③ 国により、保有義務量と等量の排出枠の償却が行われる。償却時に保有する排出枠が不足している場合は、未償却相当負担金（前項(5)参照）を納付する。

8. 2025年7月に制度の実務的検討に向けた排出量取引制度小委員会が設置され、政省令及び実施指針で定められる次のような事項について検討が行われ、2026年3月までに最終化される予定である（（※）は2025年12月までに小委員会で検討済）。

- (1) 割当ルール（実施指針）の詳細（業種別ベンチマーク等の具体化）（※）
- (2) 参考取引価格の上下限の設定
- (3) 第三者機関の登録要件（※）
- (4) 密接関係者との共同届出制度の詳細（※）
- (5) 排出量実績報告、割当の時期 等

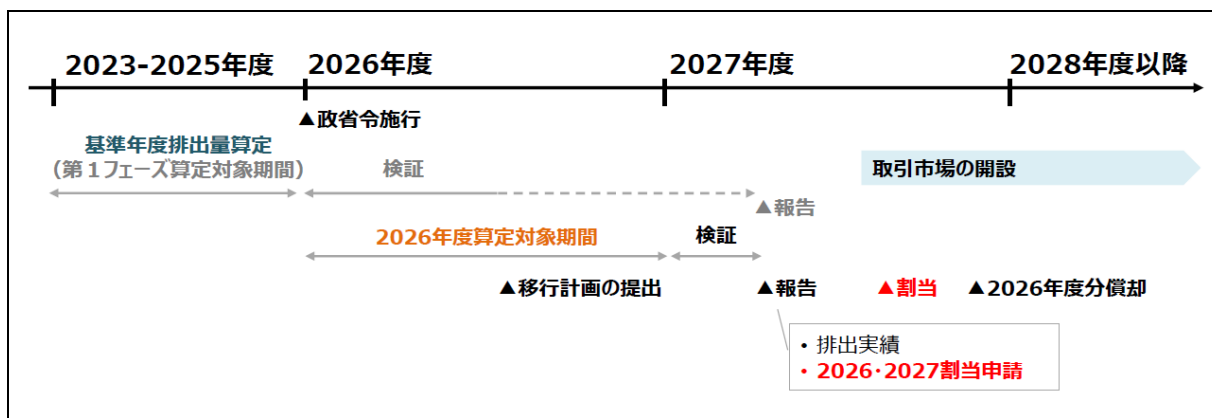
⁵ GX 推進法では定められていないが、一定程度割合までカーボンクレジットによることも検討が行われる予定である（審議事項(4)-2 参考資料2の5ページ）。

(スケジュール)

9. 排出量取引制度の施行スケジュールは、次のとおりと想定されている（詳細は審議事項(4)-2 参考資料1 参照）。

- (1) 制度対象事業者は、2026 年度初頭に施行されるルールに沿って割当の申請を行う。
- (2) 2026 年度は割当申請の基礎となる排出量等の算定期間とし、初回の割当を 2027 年度に実施する。
 - ▶ 2026 年 4 月時点では割当量の算定の根拠となる自社の排出量（グランドファザリング・ベンチマーク対象プロセス毎の内訳等）を正確に把握できていない可能性が高い。
 - ▶ 2027 年度のみ（2026 年度及び 2027 年度の）2 年分の排出枠の割当を申請する。
- (3) 取引市場の開設は、2027 年度秋ごろとなる。

【図 2】スケジュールのイメージ（審議事項(4)-2 参考資料1）



基準開発の時期について、テーマ提案者からは排出量取引制度における会計処理の予見性を高めるため 2026 年 12 月までに基準開発を行うことが望ましいとされており、企業会計基準諮問会議の委員からも同様の意見が複数聞かれている。

ディスカッション・ポイント 1

本資料第 6 項から第 9 項に記載した GX 推進法に基づく排出量取引制度の説明について、ご質問があれば頂きたい。

本プロジェクトの範囲

(会計処理の対象者の範囲)

事務局の分析

10. 企業会計基準諮問会議から提言された新規テーマの内容では、本資料第4項(1)に記載のとおり「法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者」の会計処理の検討が提案されている。また、GX推進法に基づく排出量取引制度の影響を受ける事業者としては、当該制度の対象事業者のほか、排出量取引市場の参加者（当該制度の対象事業者及び一定の基準を満たした当該制度の対象者以外の事業者）が想定されるものの、「排出量取引制度の対象事業者」の会計処理についての検討が要望されている。
11. 前項に記載の要望に加え、本資料第4項(2)に記載の新規テーマの内容では、実務対応報告第15号と今回のテーマにおける検討との関係の整理についても要望されている。
12. 実務対応報告第15号では、排出量取引について「企業ごとに排出量削減義務が課された場合の会計処理は取り扱っていない」ことが明記されているため、GX推進法に基づく排出量取引制度のように、制度対象事業者に対して排出量削減に係る義務が課される制度については追加の検討が必要となる。ここで、制度対象事業者に対して排出量削減に係る義務が課されている制度と当該義務が課されていない制度の両方を含めた検討を行うこと及び「法的義務を伴う排出量取引制度」につき、特定の制度に限定せず排出量取引制度一般に共通する特徴を前提として、包括的な会計基準を開発することも考えられる。
13. しかしながら、包括的な基準の開発には一定の期間を要することが考えられる一方で、テーマ提案者からは、GX推進法に基づく排出量取引制度が法定化され2026年度から二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業者に当該制度への参加が義務づけられたことを受け、排出量取引制度における会計処理の予見性を高めるために2026年12月までに基準開発を行うことが望ましいとされている。このため、2026年4月から施行されるGX推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理について優先的に検討を進めることが考えられる。
14. また、GX推進法に基づく排出量取引制度においては、制度対象事業者に排出枠を無償で割り当てる（本資料第6項(2)②参照）ことに特徴がある。当該制度の趣旨からは、排出枠は、その範囲内に排出量を削減する取組みを行うことを目標とするために割り当てられているのであって、金融投資として取引を行うために割り当てられているものではないものと考えられる。したがって、今後、会計処理を検討するにあたっては、企業が事業投資として排出枠を保有することを前提に会計処理の検討を進めることが考えられる。

事務局の整理

15. 本資料第 10 項から第 14 項の分析を踏まえ、本プロジェクトでは迅速な基準開発を行うことを優先し、GX 推進法に基づく排出量取引制度の対象事業者の会計上の取扱いに範囲を限定して基準開発を進めることが考えられる⁶。また、制度対象事業者の会計処理の検討にあたっては、当該制度対象事業者が事業投資として排出枠を保有することを前提とすることが考えられる。なお、実務対応報告第 15 号の改正の可否については、別途検討する。

(優先的に検討を行う論点)

16. 制度対象事業者の会計上の取扱いに関して検討が必要と考えられる論点について、現時点では GX 推進法に基づく排出量取引制度は未施行であり、かつ、制度の詳細が確定していない状況であるため、網羅的に特定することはできない。ただし、本資料第 6 項の GX 推進法で定められている事項までを前提とした場合、主に次のような論点の検討を進めることが考えられる。

- (1) GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の義務及びそれに基づく負債の考え方の整理
- (2) 制度対象事業者が無償割当の排出枠のみ保有する場合の会計処理の検討（資産・負債の認識・測定、排出枠の売却等）
- (3) 制度対象事業者が、無償割当の排出枠に加えて購入した排出枠を保有する場合の会計処理の検討（資産・負債の認識・測定、排出枠の売却、資産の減損の可否等）
- (4) 制度上の規定に基づくその他の論点（制度対象事業者による、密接関係者との共同での義務履行等）
- (5) 制度対象事業者の開示の検討
- (6) 実務対応報告第 15 号の改正可否の検討
- (7) 適用時期及び経過措置の検討

⁶ この点、IFRS 会計基準においては「排出物価格設定メカニズム」に関する基準設定は今後の議題候補（パイプライン）の一つとされているのみである（2025 年 12 月 ASAF 会議資料「優先度決定フレームワーク」参照）。

ディスカッション・ポイント 2

本プロジェクトの会計処理の対象者の範囲及び優先的に検討を行う論点に関する事務局の分析及び整理について、ご意見を伺いたい。

以 上

別紙：2025年7月11日の企業会計基準諮問会議において、経済産業省からなされた新規テーマの提案

(テーマ)

排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて

(提案理由)

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令和5年法律第32号)に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立(GX)を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めている。脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和7年法律第52号)において、排出量取引制度を法定化したところ。

2026年度(令和8年度)から、二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業者に対して、排出量取引制度に参加することを義務付け、業種ごとの特性等を考慮した政府指針に基づき政府が排出枠を無償で割り当てる。その上で、制度対象事業者に対して、排出枠の割当に係る年度の翌年度に排出実績の報告及び実績と等量の排出枠の保有を義務付ける。政府は、毎年度、対象事業者の排出枠保有口座から排出実績量と等量の排出枠を償却する。

加えて、割り当てられた排出枠を取引できる市場を整備し、排出枠の上下限価格を設定することで、取引価格の安定化のために必要な措置を講じる。排出枠取引市場の参加者としては、制度対象者だけでなく、一定の基準を満たした金融機関・商社等の制度対象者以外の事業者も想定している。

排出量取引の会計処理については、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2004年11月公表、2009年6月最終改正。以下「実務対応報告第15号」という。)において整理されている。ただし、実務対応報告第15号には、適用範囲について「諸外国の一部で導入されているような企業ごとに排出量削減義務が課された場合の会計処理は取り扱っていない。」と明記されていることから、法的義務を伴う排出量取引制度における会計処理については改めて検討が必要と考える。

排出量取引制度の対象者が、排出枠取引の会計処理について予見可能性を高める必要があることから、法的義務を伴う排出量取引に関する会計上の取扱いをご検討いただきたく、本テーマを提案させていただく。

(具体的内容)

1. 排出量取引制度の影響を受ける事業者として、排出量取引制度の対象事業者及び排出枠取引市場の参加者(制度対象事業者・一定の基準を満たした制度対象者以外の事業者)が想定される。本テーマでは、排出量取引制度の対象事業者の会計処理についてご検討いただきたい。
2. 法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者の会計処理に関する論点としては、以下が考えられる。
 - ・排出枠の取得に係る会計処理(資産の認識及び測定)
 - ・排出枠償却時点で、排出実績と等量の排出枠を保有する義務に係る会計処理(負債の認識及び測定や引当金の計上)
 - ・開示要求事項
3. 排出枠取引市場の参加者(制度対象事業者)の会計処理に関しては、取引される排出枠の性格が論点になると考える。なお、実務対応報告第15号は、京都メカニズムにおけるクレジットを対象とし、京都メカニズム以外のクレジットについても、会計上、その性格が類似しているものについては実務対応報告第15号の考え方を斟酌し、会計処理を行うこととされている。実務対応報告第15号との関係を整理いただきたい。

以上